

「骨太方針2004」を踏まえた三位一体改革の推進に関する 指定都市の基本的な考え方について（提言） [概要版]

「骨太の方針2004」を踏まえ、指定都市市長会として、国庫補助負担金改革を含む今後の三位一体改革の推進に関する基本的な考え方を取りまとめた。

改革の全体像について

- 1 国庫補助負担金改革
補助負担率引き下げではなく廃止、廃止額に見合う税源移譲が原則
- 2 税源移譲
複数の基幹税からの税源移譲に向け平成19年度以降も改革を継続
- 3 地方交付税改革
財源保障と財源調整の一体的機能により、地方のあるべき行政サービス水準を確保
- 4 国直轄事業負担金
地方の意見を踏まえ、廃止を検討

国庫補助負担金改革について

- 1 検討内容
 - (1) 揮発油税等を財源とする道路整備特別会計関係の国庫補助負担金については、別途検討
 - (2) 地方の自由度を拡大する観点から、類型ごとに検討順位を設定
 - (3) 廃止に見合う税源移譲が行われることを前提として検討
 - (4) 投資的な国庫補助負担金についても、税源移譲の対象とするが、税源移譲のあり方については、税源移譲予定交付金の創設など、別途検討
- 2 検討結果
 - (1) 義務教育費国庫負担金を含む経常的な国庫補助負担金は、所得税から個人住民税への税源移譲の対象とし、廃止すべきである。
 - (2) 生活保護費負担金や災害復旧関連の国庫補助負担金など、その廃止が地方の自由度の拡大につながらないものは、廃止するべきではない。

「廃止すべき国庫補助負担金」の概要

種 別		廃止額 (指定都市関連)	移譲手法
①	奨励的補助金 (地方財政法第16条関係) 投資	道路整備特別会計	道路特定財源
		その他	*
		小計	
②	奨励的補助金 (地方財政法第16条関係) 経常	義務的事業以外	個人住民税
③	奨励的補助金 (地方財政法第16条関係) 経常	義務的事業	個人住民税
④	国庫負担金 (地方財政法第10条関係) 投資	道路整備特別会計	道路特定財源
		その他	*
		小計	
⑤	国庫負担金 (地方財政法第10条関係) 経常	義務教育費国庫負担金	個人住民税
		その他	
		小計	
合 計		7.8兆円	

(再掲)

種 別	廃止額 (指定都市関連)	移譲手法
経常的な国庫補助負担金	3.4兆円	個人住民税
投資的な国庫補助負担金 (道路整備特別会計以外)	2.9兆円	*
投資的な国庫補助負担金 (道路整備特別会計)	1.5兆円	道路特定財源
合 計	7.8兆円	

* 暫定的に新たな税源移譲予定交付金を創設するなど、将来的に必ず税源移譲を行う道筋をつけるべく、別途、税源移譲のあり方を検討する。

「廃止すべきではない国庫補助負担金」の概要

区 分	存続額 (指定都市関連)
現行制度を前提とすれば直ちに廃止できないもの (生活保護費国庫負担金、災害復旧関連の国庫補助負担金など)	10.5兆円
引き続き検討を要するもの	0.5兆円
合 計	11.0兆円

注1 「国庫補助負担金の廃止・縮減に関する指定都市の提言」(平成15年11月14日)において、検討対象としたもの(義務教育費国庫負担金を含む。)を「指定都市関連」としている。

注2 廃止額及び存続額は、平成16年度国予算額による概数

平成16年度地方向け国庫補助負担金のうち指定都市関連分 = 18.8兆円

= 総額 (20.4兆円) - 国庫委託金など (0.3兆円) - 特定地域のみを対象とするもの (0.5兆円)
- 都道府県などを対象とするもの (0.8兆円)